

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」の改定について

1. 趣旨

これまで滋賀県では、高齢者が自分らしくいきいきと活躍し、そして、たとえ介護が必要になったとしても、その人らしい暮らしを最期の時まで続けられるよう、保健・医療・福祉サービスが一体的に提供され、県民の暮らしを支える、滋賀の「医療福祉」を目指して取り組んできた。

いわゆる「団塊の世代」がすべて 75 歳以上となる平成 37 年(2025 年)を間近に控え、在宅での療養を支える体制を整備するなど、医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)づくりをさらに進めていく必要がある。

また、本計画の始期となる平成 30 年度(2018 年度)は、医療計画の改定、診療報酬・介護報酬同時改定、国民健康保険制度の広域化など、医療・介護制度改革の大きな節目に当たる。

こういった状況を踏まえ、介護保険事業の主体である市町や関係団体等とともに、2025 年の目指すべき姿を描きながら、滋賀の「医療福祉」の一層の充実を目指すこととして、本計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第 20 条の 9 の規定に基づく県の「老人福祉計画」と介護保険法第 118 条の規定に基づく県の「介護保険事業支援計画」を一体化した滋賀県の高齢者施策に関する総合的な計画

3. 計画期間

平成 30 年度(2018 年度)から平成 32 年度(2020 年度)の 3 年間とする。

4. スケジュール

平成29年	6月	高齢化対策審議会に諮問
	9月	市町において(仮)サービス見込み量を設定
	10月	厚生・産業常任委員会に報告(骨子案)
	〃	市町ヒヤリング
	12月	高齢化対策審議会の答申
	〃	厚生・産業常任委員会に報告(素案)
12月～平成30年1月		県民政策コメント、各市町・団体等への意見照会
平成30年	1月	サービス見込み量再調整
	3月	厚生・産業常任委員会に報告(案)
	〃	計画策定

「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」(骨子案)

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 H30～H32の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

		H27 (2015年)	H32 (2020年)	H37 (2025年)
高齢化率	[65歳以上]	24.2%	26.3%	27.5%
	[75歳以上]	11.3%	13.2%	16.0%
高齢者世帯	[単身世帯]	8.3%	9.6%	10.4%
	[高齢者夫婦世帯]	9.7%	11.8%	11.9%
要介護認定率				
ア 認定者数	[65歳以上]	59,986人	10月中旬以降に	
イ 認定率	[65歳以上]	17.1%	仮推計判明予定	

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

- (1) 地域力を生かした自立生活の支援と共生のまちづくり
- (2) 持続可能で安心できる介護サービス提供体制の構築
- (3) 医療と介護の一体的な推進と地域包括ケアシステムの深化

特に強調したい視点(重点事項)

1 人材の確保・育成

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・定着・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を支援します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

地域密着型サービスのさらなる普及・充実や、自立支援・重度化防止、医療介護連携など、市町の取組に対する支援の充実・強化を図るとともに、多様な担い手による生活支援サービスの充実など地域で支え合う仕組みづくりを促進します。

3 医療・介護サービスの一体的な提供体制づくり

地域医療構想の展開を踏まえて、在宅医療や介護で生じる新たなサービス需要に対応しながら、県民が望む場所で、必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

第3章 重点課題と施策

第1節 誰もがいきいきと活躍できる社会づくり

(1) 高齢者の社会参加の推進と共生のまちづくり

- ① 生きがい活動、相互の支え合いの促進
- ② 高齢者の就労支援
- ③ 地域での共生社会づくり
- ④ 安全・安心な滋賀の実現

(2) 健康づくりと介護予防

- ① 健康寿命の延伸
- ② 健康なひとづくり
- ③ 健康なまちづくり
- ④ 多様な分野との連携による推進
- ⑤ 市町が行う地域づくりによる介護予防の支援
- ⑥ 地域リハビリテーションの推進
- ⑦ 要介護状態の改修と重度化予防

第2節 暮らしを支える体制づくり

(1) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 地域ケア会議の取組の推進
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ④ 生活支援体制整備の推進
- ⑤ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑥ 安心して暮らすことができる高齢者の住まいの確保

(2) 医療福祉・在宅療養の推進

- ① 入退院と在宅療養との切れ目ない円滑な連携の促進
- ② 在宅療養を支援する医療資源の整備・充実とネットワーク活動の促進
- ③ 新たな在宅医療ニーズに対応できる人材の育成と「MTA」の仕組みの構築
- ④ 本人が望む場所での日常療養から人生の最終段階におけるケア、看取りが可能な体制づくり
- ⑤ 在宅療養を支援する多職種・多機関連携をコーディネートする拠点機能の充実
- ⑥ 本人の暮らしを中心に据えた医療福祉の推進

第3節 認知症の人や家族等にやさしい地域づくり

(1) 認知症とともに生きるためのそなえの推進と医療的支援の充実

- ① 予防を含む認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 早期発見・早期対応ができる体制の充実
- ③ 認知症の進行を遅延するための医療・介護等の提供
- ④ 若年認知症施策の推進

(2) 地域での日常生活支援、家族支援の強化

- ① 認知症の人と家族を支える地域づくり
- ② 地域で支える認知症対策の推進

(3) 高齢者の権利擁護

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 身体拘束廃止
- ③ 成年後見制度の利用促進

第4節 サービス提供基盤の整備

- ① 居宅サービス (訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護 など)
- ② 地域密着型サービス (地域密着型特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護 など)
- ③ 施設サービス (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院 など)
- ④ 居宅介護支援事業所
- ⑤ 介護保険にやらないサービス (養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 など)
- ⑥ 共生型サービス

第5節 介護職員の確保・育成・定着の推進

- ① 介護職員の確保
- ② 介護職員の育成
- ③ 介護職員の定着
- ④ 介護人材確保・育成・定着施策の効果的実施に向けた環境整備
- ⑤ 介護人材確保等施策の実施体制

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- ① 介護保険制度の安定的運営
- ② サービスの質の確保と向上
- ③ サービス選択を可能にする仕組みづくり
- ④ 保険者機能強化のための県の支援

第4章 計画の円滑な推進のために

市町の役割

- ・住民に最も身近なところでの総合的な支援体制の充実
- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく提供される地域包括ケアの推進
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

県の役割

- ・医療・介護連携や地域包括ケアの推進の最前線である市町の取組について、暮らしを支える「滋賀の医療福祉」の推進という考えのもと、県健康福祉事務所や県立リハビリテーションセンターなどと緊密に連携しつつ支援
- ・広域的なサービス基盤の整備と保健福祉サービスの従事者の確保